



## 倫理委員会への問題事例定期の対応細則

平成 28 年 5 月 12 日 第 91 回倫理委員会承認

### (目的)

第 1 条 本細則は、倫理委員会規程 (1302) 第 18 条の定めに基づき、委員会の円滑な運営を目的として定めるものである。

### (任務)

- 第 2 条 倫理委員会宛に問題事例の提起がなされたときは、委員長は関係者のプライバシーに配慮したうえで委員会に報告する。
- 2 委員長は問題事例の提起者個人のプライバシーに配慮したうえで、問題事例が発生している組織へ提起された問題内容を連絡する。
  - 3 問題内容を連絡した組織から回答があった場合、委員長は関係者のプライバシーに配慮したうえでその内容を委員会に報告する。

### (ホームページへの掲載)

第 3 条 委員会としては原則として回答内容の適否に関する審議はおこなわないが、特に必要と認めるときは、提起された問題事例内容とその組織からの回答を倫理委員会ホームページに掲載する。

### (改定)

第 4 条 本細則の改定は、倫理委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

### 附則

- 1 平成 23 年 6 月 15 日 第 56 回倫理委員会制定、同日施行
- 2 改定履歴
  - ① 内規を細則に変更 平成 28 年 5 月 12 日 第 91 回倫理委員会承認、平成 28 年 5 月 24 日 第 8 回理事会報告

### 附則

- 1 平成 28 年 5 月 12 日改定の細則は、倫理委員会承認の日から施行する。